

【訂 正】

本誌第 6507 号（平成 30 年 4 月 23 日）に掲載いたしました『中小企業者等のための所得拡大促進税制の適用における留意点(下)』に誤りがありましたので、下記のとおり訂正し、お詫びいたします。

（下線部分が訂正箇所）

訂正箇所	2 ページの上から 13 行目「1 平成 29 年度税制改正の適用関係」の※部分
正	※ 平成 30 年度税制改正法が平成 30 年 3 月 31 日に公布され、当税制は <u>3</u> 年延長・改組されました。この改正法は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 <u>33</u> 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に適用されます。すなわち、平成 30 年度改正後は、原則として平成 31 年 3 月期から平成 <u>34</u> 年 2 月期までの各事業年度が適用対象となります。
誤	※ 平成 30 年度税制改正法が平成 30 年 3 月 31 日に公布され、当税制は <u>2</u> 年延長・改組されました。この改正法は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 <u>32</u> 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に適用されます。すなわち、平成 30 年度改正後は、原則として平成 31 年 3 月期から平成 <u>33</u> 年 2 月期までの各事業年度が適用対象となります。